

平成25年度第2回
茨木市都市計画審議会

平成25年11月25日

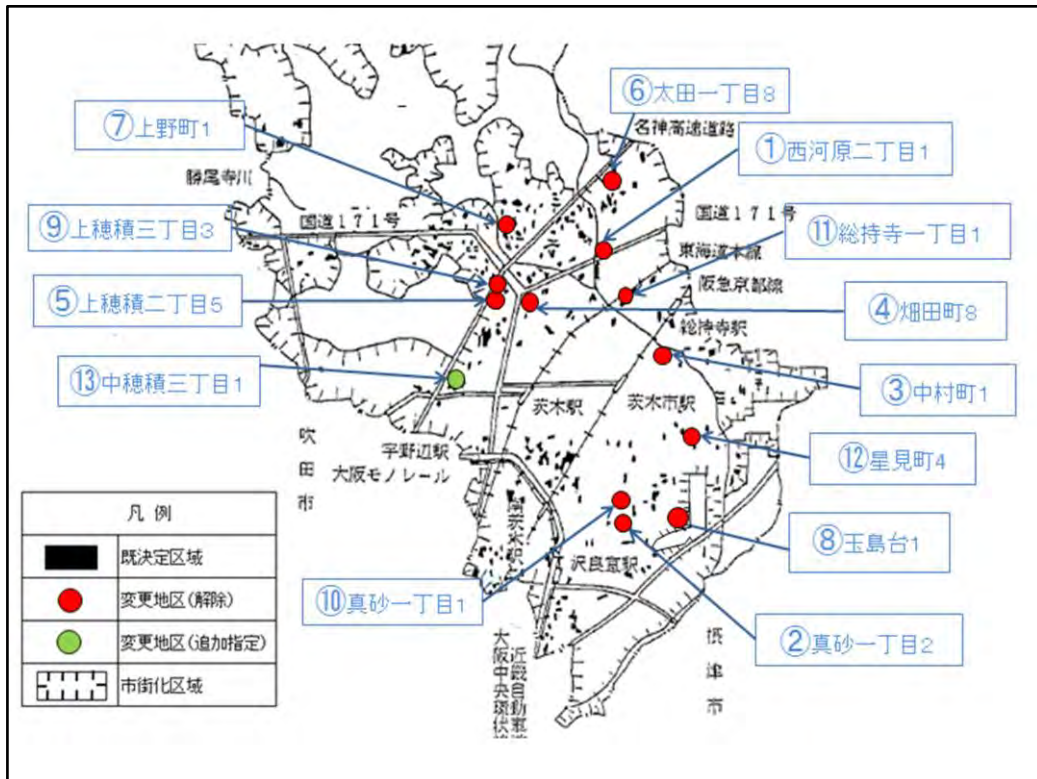
議第82号

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

それでは、議第82号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページから18ページ、並びに前のスクリーンを用いてご説明申し上げます。

今回の変更につきましては、買取り申し出による行為制限の解除に伴うものが12件、及び生産緑地地区の追加指定による生産緑地地区の変更が1件でございます。



議案書の4ページをお開きください。今回変更及び、廃止するのはご覧の13地区でございます。

①から⑫の地区につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づく買い取り申し出がなされ、市並びに他の公共団体等による買い取り、及び農業従事者への斡旋など必要な手続きを進めてまいりましたが、不調に終わり、同法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたことにより、変更するものでございます。

また、⑬の地区につきましては、土地所有者からの申し出により、茨木市生産緑地地区追加指定基準に基づき、生産緑地の一部追加指定により、変更するものでございます。

航空写真1

西河原二丁目1



議案書の5ページをお開きください。

「西河原二丁目1」につきましては、地区の一部を廃止することにより区域変更するものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.03ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.33ヘクタールであります。

航空写真2

真砂一丁目2



「真砂一丁目2」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.09ヘクタールであります。

航空写真3

中村町1



「中村町1」につきましては、地区の一部を廃止することにより区域変更するものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.12ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.19ヘクタールであります。

航空写真4

畑田町8



「畑田町8」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.12ヘクタールであります。

航空写真5

上穂積二丁目5



「上穂積二丁目5」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.06ヘクタールであります。

航空写真6

太田一丁目8



「太田一丁目8」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.08ヘクタールであります。

航空写真7

上野町1



「上野町1」につきましては、地区の一部を廃止することにより区域変更するものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.02ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.12ヘクタールであります。

航空写真8

玉島台1



「玉島台1」につきましては、地区の一部を廃止することにより区域変更するものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.06ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.16ヘクタールであります。

航空写真9

上穂積三丁目3



「上穂積三丁目3」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.05ヘクタールであります。

航空写真10

真砂一丁目1



「真砂一丁目1」につきましては、地区の全体を廃止するものであります。
白塗りのところが廃止する区域で面積は0.14ヘクタールであります。

航空写真11

総持寺一丁目1



「総持寺一丁目1」につきましては、地区の一部を廃止することにより区域変更するものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.13ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.56ヘクタールであります。

航空写真12

星見町4



「星見町4」につきまして、地区の一部を廃止することにより区域変更する
ものであります。

白塗りのところが廃止する区域で面積は0.1ヘクタール、
黒塗りのところが存続する区域で面積は0.09ヘクタールであります。

航空写真13

中穂積三丁目1



「中穂積三丁目1」につきましては、地区に一部を追加することにより区域変更するものであります。

緑色のところが追加する区域で面積は0.17ヘクタール、黒塗りのところが既存の区域で面積は0.26ヘクタールであり、変更後の当地区の面積は0.43ヘクタールとなります。

以上、今回、地区の廃止が6地区、区域変更が7地区となっておりますので、本市内の生産緑地地区の地区数は273地区、面積は0.8ヘクタール減少して52.6ヘクタールとなります。

なお、本変更案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、本年10月17日より10月31日までの2週間、都市政策課におきまして都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で議第82号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。